

鳥取労働局発表
令和4年9月6日(火)

担当	鳥取労働局労働基準部賃金室 室長 片山 竜次 室長補佐 長谷川 徹 電話 0857-29-1705
----	--

鳥取県最低賃金は10月6日から時間額854円に
～引き上げ額33円～

1 鳥取労働局長(山本 浩司)は、令和4年8月10日に鳥取地方最低賃金審議会(会長:佐藤 匡)から答申を受けた鳥取県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の鳥取県最低賃金(時間額821円)を33円引き上げ、時間額854円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。

これにより、鳥取県最低賃金は、令和4年10月6日から854円に引き上げられることが確定しました。

2 鳥取県最低賃金は、原則として、鳥取県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなど全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

3 今後、鳥取労働局においては、改正後の鳥取県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知と履行確保及び中小企業・小規模事業者の賃金引き上げの支援を行ってまいります。

○ 賃金引き上げに『業務改善助成金』(別添リーフレット)をご活用ください!

今年度の鳥取県最低賃金の引き上げに対応するため、発効日までに事業場の賃金を引き上げなければならない場合でも、例えば、①9月中に業務改善助成金を申請し、②10月1日から事業場内最低賃金を引き上げる場合、その他の支給要件を満たせば支給を受けることができます。生産性向上のための設備投資等をご検討いただき、事前に担当までご相談のうえ申請を進めていただければ、今からでも十分間に合います。詳しくは、担当あてお問い合わせください。

【担当】鳥取労働局雇用環境・均等室(助成金担当:電話0857-29-1701)